

## 訴訟着手発付通知

令和5年7月21日

管理番号(甲)第522

この度ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社に対して未納料又は契約不履行による民事訴訟として裁判を執り行なう為に訴訟提起された事を報告致します。

当該会社、訴訟内容につきましては担当職員に管理番号をお伝え下さい。当地方民事執行センターは訴訟内容の正当性を確認する機関になりますので原則としてご本人様からのご連絡をお願いしております。

電話が混み合い繋がりにくい事が御座います。  
その際はお掛け直しをお願い致します。

尚、再三に渡る呼び出しに対し応じない場合、裁判を放置していた方が執行官立会いのもと給料や財産を差押さえられる事例がありますので十分ご注意下さい。

※ このままご連絡無き場合は裁判の日程を決定する執行が執り行われます。

〒170-0003 東京都豊島区駒込4丁目7-25 地方民事執行センター

### 債権執行書記官室

9時～17時

(土・日・祭日を除く)

050-

